

岩手県津波被災地における 農業復旧・復興の現状と課題

主事研究員 小針美和

〔要 旨〕

東日本大震災から5年が経過した。岩手県の被災地農業をめぐる状況は厳しいものの、各地では、ほ場整備等をきっかけとして地域の実情に合わせた新しい営農の形を模索する動きがみられる。また、地域ブランドの確立に向けた取組みや、大規模園芸施設の本格稼働、岩手県沿岸部では初となる、農協の運営による水産業との連携も視野に入れた産直施設がオープンに至るなど、農業復興に向けた新たな取組みが進みつつある。

今後、岩手県津波被災地で地域復興を進めていくためには、農業の枠だけにとどまらない、三陸沿岸の自然・食の豊かさを生かした農・水・林の第一次産業間の連携、農協・漁協・森組による協同組合間協同の取組みを一層推進していくことが必要である。

目 次

はじめに

1 岩手県における農業の復旧・復興施策の進捗

- (1) 農地復旧関連事業
- (2) 農業機械や営農拠点施設の整備
- (3) 関係機関の連携の重要性

2 ほ場整備地区における営農再開の状況

- (1) 多様な営農再開の形

3 現場における農業復興に向けた取組み

- (1) 陸前高田市におけるコメのオリジナルブランド育成の取組み

- (2) JA出資型法人による新たな施設園芸の取組み

- (3) JAいわて花巻による産直を核とした地域振興

4 農業復旧・復興の課題と今後の支援のあり方 おわりに

はじめに

本稿は、東日本大震災から5年が経過する岩手県の津波被災地における農業の復旧・復興の現状を整理したうえで、現場の取り組みを紹介しながら今後の復興に向けた課題と支援のあり方について、若干の検討を加えるものである。

1 岩手県における農業の復旧・復興施策の進捗

まず、岩手県における主な農業の復旧施策の進捗状況について確認しておきたい。

(1) 農地復旧関連事業

岩手県が年4回公表している「いわて復興インデックス報告書（第16回）」によると、

2015年10月末時点の岩手県の津波被災農地の復旧面積は471haとなっており、被災面積（720ha）に対する復旧率は65.4%となっている。^(注1)

第1表は復旧状況を時期別・市町村別に見たものである。12年5月までに復旧したのは被災市町村のなかでも農地被害が比較的軽微であった北部が中心であり、津波被災が激しく農地へのがれき堆積も大量だった南部の市町では農地の復旧にほとんど着手できない状況であった。12年度に入ると陸前高田市を中心に南部の市町でも原形復旧による農地復旧が進捗したことから13年5月末には248haの農地が復旧した。

13年6月以降の農地復旧は、南部における主に区画整理を伴うほ場整備事業によるものである。当初の予定より工期が遅れた工区がみられたものの、13年6月から14年10月までに180haの農地が復旧し、被災市

第1表 津波被災農地の復旧の状況

(単位 ha, %)

	被災面積 (a)	復旧面積					累計 (b)	復旧率 (b/a)	被災経営 体の営農 再開割合 (14.2)
		～ 12年5月	12.6～ 13.5	13.6～ 14.10	14.10～ 15.8				
被災市町村計	720	106	142	180	43	471	65.4	61.7	
南部 ↑	陸前高田市	380	12	109	123	13	257	67.6	51.0
	大船渡市	76	1	15	26	0	42	55.3	48.1
	金石市	51	1	8	8	0	17	33.3	13.6
	大槌町	15	1	5	1	0	7	46.7	74.8
	山田町	38	9	0	7	18	34	89.5	37.5
	宮古市	75	11	4	11	14	37	49.3	60.1
	岩泉町	23	10	1	4	3	18	78.3	99.0
	田野畑村	2	2	0	0	0	2	100.0	100.0
	普代村	2	2	0	0	0	2	100.0	100.0
	野田村	47	47	0	0	0	47	100.0	90.0
北部 ↓	久慈市	4	4	0	0	0	4	100.0	100.0
	洋野町	6	6	0	0	0	6	100.0	100.0

資料 岩手県「大船渡農林振興センター提供資料」「宮古農林振興センター提供資料」

農林水産省「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況(平成26年2月1日現在)」

(注) 1 本表は、各センターから提供された資料をもとに作成しているが、時期や地域により被災農地や復旧農地のカウント方法が変わっているケースがあるため、被災市町村計と各市町村の合計は一致しない。

2 15年8月までの復旧面積の累計と15年10月現在の復旧面積はともに471haである。

町村の農地の復旧率は約6割へと大きく上昇した。その後、15年にかけては宮古市や山田町において事業が進捗している。

しかし、復旧率がいまだ5割に達していない市町もあるなど、農地復旧が完了していない、もしくはまだ着手できていない地域も残る。そのような地域では概して農家の営農再開割合も低位にある。

その復旧が進んでいない要因のひとつとして、平地の少ない沿岸被災地では市街地が隣接している農地もあり、地域全体の復興計画が決まり、実際に進捗しなければ農地復旧に着手できないケースがあることがあげられる。例えば、陸前高田市の高田沖地区では、現在、高台造成に伴い発生する土砂の仮置き場として被災農地約30haが利用されており、18年度の営農再開を目指すこととされている。

また、外形的に復旧していても、津波による表土流出や除塩作業に伴う表土剥ぎ取りのために肥沃度の高い土壌が流失したこと、復旧工事の際に表土が十分に確保できなかったこと等による土壌の養分不足、生育不良の問題がある。陸前高田市では、がれき処理の際に農地由来の土壌とそれ以外の土壌を分別するなど、表土を確保する工夫がなされてきたものの、絶対的な表土の不足を解消するには至っていない。復旧工事の進捗とともに土の確保はますます難しくなりつつある。^(注2)

(注1) 被災面積はマスタープランの改訂等により数値が時期によって異なる。720haは、13年5月改正の農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」にもとづく被災面積(730ha)から転用

面積(10ha)を引いた値。

(注2) 表土だけでなく、基盤土の確保も課題となる。これまでは道路工事等によって発生した山土を基盤土等で活用していたが、その供給も少なくなる。

(2) 農業機械や営農拠点施設の整備

津波で被災した農業者の営農再開に向けた農機・施設等の整備には、主に東日本大震災復興交付金事業(以下「復興交付金事業」という)や東日本大震災農業生産対策交付金が活用されている。

また、地域の営農研修施設等が流失した陸前高田市や大槌町においては、その復旧にも復興交付金事業を活用し、原状復旧にとどまらない、地域農業振興の拠点となる施設を再整備することとした。

陸前高田市では、津波により全壊流失した市の農業研修施設および農協の営農センターの再建に加え、ライスセンターや果樹等出荷施設といった共同利用施設を併設して農業の総合拠点としての機能を拡充した「陸前高田市営農拠点施設」を整備した。共同利用施設は14年秋に完成し、15年1月には大規模園芸施設も本格稼働している。

大槌町では、農業者にとってのワンストップサービスを可能にし、さらに町の復興事業のシンボルとなる地域全体の産業振興の拠点機能を果たす施設として、16年1月15日に「大槌町沿岸営農拠点センター」が建設された。

いずれの施設も復興交付金事業で市町(行政)が建設し、農協(もしくはJA出資型法人)が指定管理団体として運営・管理を担う。^(注3)

(注3) このほか、山田町では乾燥調製施設（ミニライスセンター）を整備しており、その運営管理も農協が担っている。

(3) 関係機関の連携の重要性

ここで、これらの農業の復旧に向けた施策を進めていくうえで、岩手県においては、市町村行政や農協等の各種農業団体、農林振興センター等の県の出先機関を構成員とする協議会の組織化と情報共有が大きな役割を果たしていたことを指摘しておきたい。

その一例が、大船渡地域（大船渡市、陸前高田市、住田町）で現在も続く「災害復興対策会議」である。未曾有の災害により、津波被災地の農業者は単に農地や機械を失っただけでなく、住居も流されて仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、農業者の現住所を把握できずに連絡を取るだけでも大変な状態であった。とりわけ、大船渡地域では、陸前高田市で12名の農林水産部職員のうち7名が亡くなり、農協職員は地域住民として地元の消防団の捜索活動で奔走しているなど、被災直後は救助活動だけで精いっぱい状況となっていた。また、市役所や本店を含む農協の多くの店舗が津波被災を受けるなかで、高台にあり被害が比較的小さかった農業改良普及センター等がある県の合同庁舎が被災直後の情報収集の拠点となっていた。

しかし、春作業は時期を待ってはくれない。地域には被災していない農地もある。大震災の混乱で電気も通信網も十分ではないなか、作付けに向けた取組みは進めていかななくてはならないという思いのもとで、

農協、農業共済組合、農林振興センター、農業改良普及センター等の関係組織が、まずは、それぞれの組織で持つ情報を一つの場にまとめようと集まった。このように、始まりは意図的に作られたというよりも、自然発生的に生まれてきたものであったが、その後、状況が落ち着いてくるにつれて会議体としての形が作られていった。そして、この会議で集められた情報が、地域の被害状況の報告や事業の申請を行ううえでの基礎情報としてさまざまな場面で活用されたのである。

現在、災害復興対策会議はおおむね月1回の開催となっており、それぞれが所轄する農地の復旧状況や担い手農業者の営農再開、各種事業の活用・進捗状況等を報告し合い、今後の取組みについて確認している。また、この対策会議を母体に、現在は被災農地の復旧・整備後の活用を促進するための「支援チーム員会議」も開催されている。

そして、このような、大船渡地域の取組みを参考にする形で、宮古市や釜石・大槌地域でも対策会議をもち、関係機関が集まって情報共有する仕組みができたという。

岩手県では、震災以前から関係機関による地域農業振興のための協議会が組織されており、この災害復興対策会議もその流れを汲んだものである。営農再開をできるだけ早期に果たすためには、農地や施設の整備、担い手の確保・育成、整備後の農地の維持管理など、さまざまな要素をセットで取り組んでいく必要がある。そのため、各組織が連携して情報共有する仕組みの意義

もさらに大きなものになったと考えられる。

2 ほ場整備地区における 営農再開の状況

次に、区画整理を伴うほ場整備地区における営農再開の状況を見ていく。岩手県沿岸部は中山間地域で平地が少なく狭隘な農地が多いこともあり、過疎化の進行とともに農業従事者の高齢化や高齢農業者のリタイアによって耕作放棄地の増加が進むなど、担い手不足が震災前からの大きな課題となっていた(小針(2015))。営農再開を果たした地域では、ほ場整備をひとつのきっかけにそれらの課題の克服を目指し、地域の実情に即した新しい営農の形を模索している様子が見えてくる。

(1) 多様な営農再開の形

第2表は、15年に営農再開しているほ場整備地区ごとの営農体制をみたものである。各地区の状況をみると、農地面積の大きさや被災前の営農状況、被災の度合い等によって、集落組織を法人化した地区、兼業農家主体の地区、町ぐるみの取組みを行う地区など取組体制は地区ごとに異なっていることがわかる。以下では、特徴的なものを見ていきたい。

a 法人化した集落営農組織において、 主要な機械作業をオペレーターが担う

水田面積の大きい陸前高田市の小友地区や、震災前から集落営農組織として活動していた広田地区においては、法人組織で雇用するオペレーターが農作業の中心を担っ

第2表 営農再開したほ場整備地区の営農体制(15年)

市町村名	地区名	面積 (注1)	担い手の確保状況	共同利用する機械の 管理	農地の維持管理
陸前高田市	下矢作	21	主に農業者7名	既存の機械利用組合	既存の水利組合
	小友	93	法人のオペレーター8名(地区外含む)	法人(注2)	法人(注3)
	広田	26	法人のオペレーター18名	法人	既存の水利組合
大船渡市	吉浜	47	農業者3名	ほ場整備地区としての共同 管理なし	—
釜石市	下荒川	7	兼業農家12戸	復興組合をベースに任意組織を新規設立(注4)	
山田町	大沢	3	地区外の任意組織	町で一つの機械利用組合 を設立	復興組合をベースとした 任意組織(注4)
	織笠	18	専業農家1戸、兼業農家約10戸		復興組合をベースとした 任意組織(注4)
	大浦	5	地区外の任意組織		復興組合をベースとした 任意組織(注4)
	小谷鳥	8	地区外の農事組合法人		復興組合をベースとした 任意組織(注4)
宮古市	摂待	23	農業者4名	任意組合(新規設立)	—

資料 宮古農林振興センター、大船渡農林振興センター提供資料、農林振興センターや行政へのヒアリング内容を基に作成

- (注) 1 ここでの面積は区画整理事業を行った面積であり、地区の農地面積とは異なる。
 2 オペレーターが個人や別途任意の機械利用組合として保有している機械を使用しているケースもある。
 3 既存の水利組合の機能も新たに設立した農事組合法人に移行した。
 4 農地の維持・管理には日本型直接支払制度(多面的機能支払)を活用。

ている。

小友地区には、岩手県津波被災地では最大となる100ha以上の農地があるが、津波によりその大部分が被害を受けて農機も流失した。農業従事者の高齢化が進んでいたこともあり、地区の営農再開に向けて実施されたアンケートでは、約330戸の農家のうちの7割以上が、農地復旧されたとしても農作業は委託したいと回答する結果となった。そのため、従来の水利組合と転作組合に代わる組織として新たな法人を設立し、法人が雇用するオペレーターが主たる農作業を担う体制で取り組むこととされ、14年3月に「農事組合法人 サンファーム小友」が設立された。

法人設立後初めての作付けとなった14年産では、ほ場整備工事の遅れにより、田植え間近までは場に入れず組織的な体制を組んで作業することができなかったが、2年目の15年産では8名のオペレーターごとに担当ほ場を振り分けて作業を行う等、組織的な営農体制の構築を進めている。

また、広田地区では、09年に任意組織の集落営農組織「広田営農組合」が設立され、震災前から農作業はオペレーターが行う仕組みとなっており、10年からは農産加工品の製造・販売にも取り組んでいた。そして、震災をひとつの契機に、担い手の明確化とほ場作業の効率化をさらに図ることを目的として、水稻や野菜の生産部門を独立させる形で「農事組合法人広田半島」が15年3月に設立されている。

b 兼業農家による任意組織が個別経営を補完

釜石市唐丹町下荒川地区では、約7haの農地を18戸の農家が所有している。その多くがアワビ漁など漁業に携わりつつ他業にも従事する兼業の農漁家であり、震災前はそれぞれが個別にコメを作り、農作業を共同で行うことはほとんどなかった。

震災では地区の農家のほとんどが住居も流され、被災当初は連絡も取れない状況だった。しかし、被災農家による営農再開に向けた共同的な取組み（農地のがれき撤去等）に対して助成する「被災農家経営再開支援事業」を活用して復興組合を設立したこと等をきっかけに、農家が同地区に再び集まり、区画整理を伴うほ場整備への機運も高まった。それでも当初は営農再開できないのではないかと諦めがちな農家もいたが、工事が進んで田んぼの形が見えてくるとともに、農道幅も拡張されて農機、軽トラ等での移動も容易になったこと、換地によりこれまで複数の場所に点在していたほ場を集約することで作業しやすくなったこともあって、現在では、地区内の12戸の農家が営農している^(注4)。

被災によって流失した農業機械については、国の復興交付金事業や農協の義捐金等で整備しており、13年10月には復興組合をベースとして地区の農家を主な構成員とする任意組織「唐丹地区営農組合」が設立された。同組合では、これら農機の共同利用や管理、集団防除を行うほか、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）を活用し

て農地の維持・管理作業も行っている。

このように、同地区ではほ場整備をきっかけに、区画拡大による作業の効率化や、個人で対応できないことを任意組織で補完する新しい仕組みができたことにより、営農再開が可能になったと考えられる。

(注4) 6戸の農家は地区内の3戸の農家に農地を貸し付けている。12戸の農家のなかにも、すべて自前で農機を保有している農家や、機械作業の一部を組合に委託している農家等さまざまなタイプがある。

c 町ぐるみ体制の構築による担い手の確保

山田町の沿岸部には、ほ場区画が狭小で、用排水兼用の水路で水の供給も十分にできず、耕作道に接していないため他者の所有田を横切らなければ自分のほ場に入ることができないような条件の悪い水田も存在する。そのため、震災前から地域全体の過疎化・高齢化の進行とともに、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加はより深刻な課題となっていた。一方で、震災の被害を受けなかった内陸部の豊間根・山田北地区は比較的農地もまとまっており、当面は担い手農業者が確保できている状況にあった。

そのため、山田町では、震災の復興整備計画を策定する過程で、山田町一体が一つの農場として機能する「山田町一農場」構想の考えを打ち出し、被災農地を沿岸部だけでなく町全体で支えていくこととした。具体的には、沿岸部において、多くの農業者が被災し、地元のみでは担い手の確保が難しいほ場整備地区については、内陸部の担い手組織や農業者が主たる担い手となる

ことで営農再開を目指すこととしたのである。

また、復興交付金事業によって整備した農業機械は、各地区で耕作する主たる担い手農業者を構成員とした町でひとつの「山田町復興農機利用組合」を組織し、共同管理・運用している。すなわち、各地区を担当する担い手をそれぞれ確保するとともに、担い手による、いわゆる二階建ての組織を作り機械を共同利用することで、地区を越えて担い手同士が農作業を補完し合える仕組みとしているのである。

ただし、沿岸部の農地において、^{けいはん}畦畔の草刈りや水路管理などの農地の維持・管理作業すべてを内陸部の担い手農業者が請け負うことは困難である。そのため、農地の維持・管理については、地権者が担うことで検討している。沿岸部では、震災後、地区ごとに被災農家が復興組合を組織して、がれき撤去などの農地復旧に向けた活動を行ってきた。今後は、この復興組合の取組みをベースとして、地区の農家（地権者）が日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）に取り組むことを検討している。

3 現場における農業復興に向けた取組み

現場では、復旧した農地や新たな施設を活用し、新しい沿岸農業の形を目指して地域復興に取り組んでいる。以下では、その取組みの一部を紹介していきたい。

(1) 陸前高田市におけるコメの

オリジナルブランド育成の取組み

市内農地の大半で津波被災を受けた陸前高田市では、復興のシンボルとして、オリジナルブランド「たかたのゆめ」を全国的なブランド米に育成する取組みを進めている。

a 「たかたのゆめ」プロジェクトの概要

「たかたのゆめ」は、日本たばこ産業 (JT) が、自社で開発・保有していた「いわた13号」を陸前高田市の復興支援を目的として同市に寄贈したものである。12年に公募によりブランド名が決定した。

取組み初年の12年では、主に採種を目的に1名の農業者により作付けが行われ、翌年の13年産は市内の認定農業者12名により作付面積は約10haに拡大した。14年産からは、ほ場整備後の復旧田での作付けが本格化し、15年産では34の農業者・法人により、同市の水田面積の約15%にあたる52haで作付けられている。15年産からは、面積拡大のみではなく、「たかたのゆめ」の倒伏しにくく穂いもち病に強いという特徴を生かし、より安全・安心なおコメとして消費者に提供するため全量特別栽培米として栽培することを目指して取り組んだ。

また、市やプロジェクトを支援している民間企業が中心となって、田植え・収穫イベントの開催、都内の米穀店や地元スーパーにおける販売、市内の学校給食での提供や、地域でのおかずレシピの発表会の開催など、「たかたのゆめ」の認知度向上や需要拡大、販売促進に向けた取組みにも力が入

^(注5) っている。15年3月には、一般社団法人おにぎり協会からおにぎりに適した食材第1号に認定されるなどの品質に対する評価とともに、復興の取組みのストーリー性も手伝って、認知度も高まりをみせている。

(注5) 陸前高田市では、「たかたのゆめ」の生産復興の支援として、13年から生産者に対する苗の購入費用の補助を行っている。また、15年4月に「たかたのゆめ係」を新設し、専属職員を2名配置するなど、体制を強化している。

b 『たかたのゆめ』ブランド化研究会

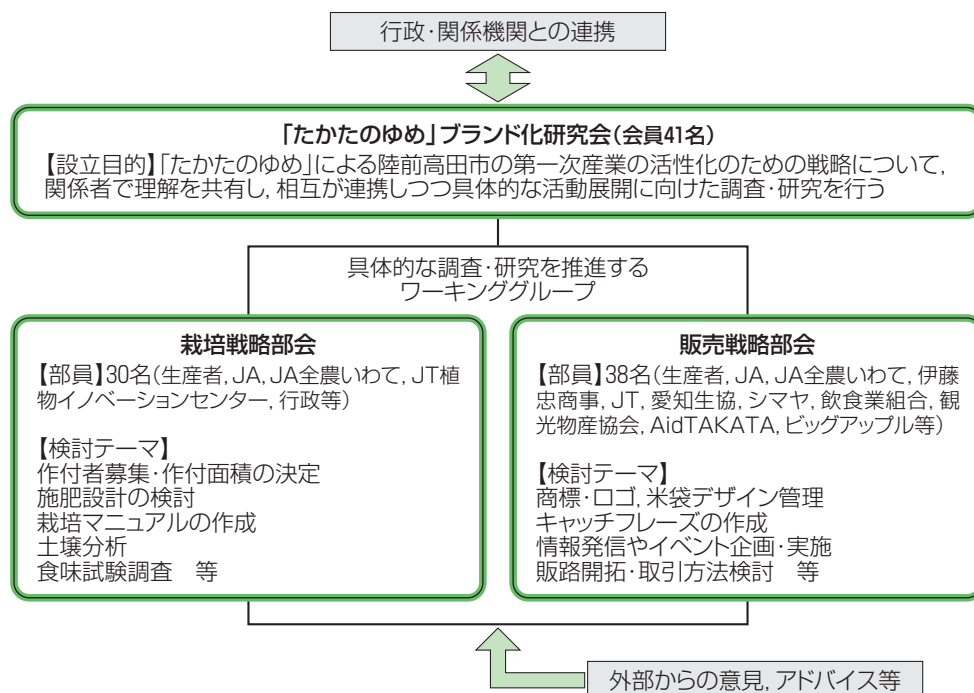
による実証水田

また、14年11月には、生産者、販売事業者や協力企業等41名を会員とする『たかたのゆめ』ブランド化研究会（以下「ブランド化研究会」という）が立ち上げられた。ブランド化研究会は、関係者が理解を共有し、連携して「たかたのゆめ」による陸前高田市の第一次産業活性化に向けた活動を展開していくための調査・研究を行うことを目的とし、具体的な調査・研究を推進するためのワーキンググループ「栽培戦略部会」と「販売戦略部会」を組織して活動を展開している（第1図）。

そして、「たかたのゆめ」への期待に応えるためには、より高品質な「たかたのゆめ」を安定的に生産できる現場の技術の確立が必要であるとして、種を寄贈したJT植物イノベーションセンターの支援のもと15年から「実証水田」の取組みが開始された。

陸前高田市と「たかたのゆめ」の開発地である静岡県磐田市とでは気候、土壌特性等が異なる。また、同市は沿岸部と山間部で気候が違うことに加え、復旧田と未被災

第1図 「たかたのゆめ」ブランド化研究会の概要



資料 陸前高田市提供資料にもとづく

田では、地方に差があることから、それぞれの条件に則した栽培体系の構築が必要になると考えられた。

そこで、沿岸部・内陸部・山間部3か所（うち2か所は復旧田）の一部の水田を実証水田として借り入れ、苗を植える間隔や施肥の方法や量を変更するなど、6つの異なる条件の区画に分けて栽培し、育成状態を検証することとした。地域を分けることで各エリアでの最適な栽培方法を把握し、生産者の疑問や不安に対応するとともに、栽培マニュアルの作成にもつなげたいとしている。

15年10月には、ブランド化研究会の会員による食味官能試験も行われた。ブランド化研究会では、生育調査結果や食味官能試験のデータをとりまとめて分析し、16年産

からの栽培に生かしていくこととしており、栽培技術の確立のため、16年度以降も実証水田の取組みを継続することとしている。

ブランド化研究会会長で、「たかたのゆめ」の生産者でもある佐藤信一氏は、「『たかたのゆめ』が復興米としてのみではなく、本当においしいコメとして受け入れられるように頑張っていきたい。そして、『たかたのゆめ』をひとつの起爆剤として、海産物等も含めた陸前高田市の農林水産物をALL陸前高田で、まさに『たかたのゆめ』として底上げする取組みとしていきたい」と熱い思いを語る。

(2) JA出資型法人による新たな施設園芸の取組み

陸前高田市米崎地区に15年1月に完成し

た大規模園芸施設では、JA出資型法人がミニトマトとイチゴの栽培に取り組んでいる。同地区には、震災前にはトマトやイチゴを土耕栽培する園芸農家のハウス団地があった。しかし、津波によってすべてのハウスが流失するとともに、肥沃度の高い作土が流されてしまった。また、津波による塩害やがれき堆積の影響による土壌劣化も懸念されたことから、同地区で従来の栽培方法により営農を継続することが困難となっていた。

そこで、同地区における施設園芸の復興においては、農地を集約し、直接土壌を必要としない新たな栽培技術を導入することとした。

a 大規模園芸施設の取組みの概要

大規模園芸施設はおおむね40aのハウス4棟（合計1.6ha）からなり、トマトの栽培には、アイメック®農法（フィルム農法）を、イチゴには閉鎖型高設栽培システムを採用している。^(注6)これらの栽培方法では、土を直接使わないことから農薬の使用量を減らすことも期待でき、生物農薬の使用や粘着トラップを活用した物理的防除等も活用して化学農薬の使用を抑制するIPM（総合防除）を取り入れた栽培を行うなどの工夫もしている。

トマトとイチゴとの組合せによって、年間を通じた栽培・出荷ができることで安定した収益の確保を図り、15年度ではミニトマトで114トン、イチゴで16トンの収穫を目指している。ミニトマトは4月から、イ

チゴは12月から収穫・出荷が始まった。

栽培や収穫には18名の従業員（パートを含む）が従事しており、ミニトマトの栽培に中心的に取り組んでいるのは、14年にJAおおふなとアグリサービスに入社した20歳代の雇用就農者（正社員）である。それまで農業経験はほとんどなかったが、入社後アイメック方式を取り入れている農業法人での研修等によりシステムの操作方法や栽培技術を習得してきた。このように、大規模園芸施設は、新技術を活用した新規就農者や被災農業者の研修としても期待されている。

(注6) アイメックシステム®とは、①フィルムの上に直接根を張るため作土を必要としない、②栽培がある程度システム化されており、農業初心者でも栽培しやすい、③廃液が出ない養液システムで環境負荷が非常に少ないといった特徴をもつメビオール社オリジナルの農法である。閉鎖型高設栽培システムは、岩手県が開発・特許をもつ、低コストで外に排液を出さないイチゴの栽培システムである。

b 大規模園芸団地協議会による技術支援

これらの技術を活用した園芸施設の運営は、地域で初めての取組みである。そこで、施設の管理運営業務と収支にかかる計画の作成や、達成に向けた進捗・実績の管理等を円滑に行うため、陸前高田市、(株)JAおおふなとアグリサービス、大船渡農林振興センター、大船渡農業改良普及センター、震災後同地区に再建された岩手県農業研究センター（南部園芸研究室、農業経営研究室）JAおおふなにより「陸前高田市大規模園芸施設運営協議会」が設置された。

また、協議会のもとにワーキンググルー

プを設置して、毎月会議を開催し、事業の進捗の確認や栽培技術に関する助言・指導を行っている。

アイメック農法は栽培技術が比較的容易とはいえ、担当者の経験は浅くわからないことも少なくない。例えば、15年では、8月上旬までは猛暑でハウス内も想定していた温度を超えて花が落ちてしまうなど夏場の温度管理が課題となり、現状では、期待していた収量にまだ達していない。このような栽培上の課題克服に向けて、研究・普及部門と現場が一体となって生産の安定に向けて取り組んでいくこととしている。

(3) JAいわて花巻による産直を核とした地域振興

JAいわて花巻では、広域JAのメリットを生かして、震災直後から米一升運動などの支援活動にいち早く着手するとともに、震災から4か月後の11年7月には、復興の拠点となる産直等を含めた営農拠点センターの構想を打ち出していた。そして、16年1月15日、国の復興交付金事業や農林中央金庫の復興支援プログラムによる支援等を活用して整備を進めていた「大槌町沿岸営農拠点センター」が完成し、岩手県沿岸地域では初めてとなる農協運営の直売所「母ちゃんハウスだあすこ 沿岸店」のオープンに至った。^(注7)

(注7) 産直施設の概要やJAグループ等の系統組織の支援については、拙稿「地域復興の拠点を目指して～JAいわて花巻『母ちゃんハウスだあすこ 沿岸店』オープン」『農中総研 調査と情報』Web誌2016年3月号を参照のこと。

a 農産物生産の拡大

(a) 参加組合員の拡大・沿岸産直部会の結成

まず、生産を拡大し取組みを活性化するには、産直に参加する仲間を増やすことが不可欠となる。そこで、農協では、農家組合員に産直への参加と栽培品目・面積の拡充を促進するための「園芸相談会」を年4回実施している。

「園芸相談会」では、釜石・大槌地域農業振興協議会（以下「協議会」という）と作成した「野菜栽培暦」（雪が少なく温暖であるという沿岸地域の気候特性を生かし、農家組合員が野菜の周年栽培に取り組めるようにするために、作付け可能な野菜の作業時期をわかりやすく一覧表にしたもの）を配布したり、種苗メーカーを講師に招いた地域に合った品目・品種の紹介等を行っている。また、農協の指導員が直接組合員を訪問して、産直への参加の呼びかけや巡回指導も行い、栽培上の相談などに対応している。

このような取組みを進めているさなか、14年3月に大槌町に隣接する釜石市への「イオンタウン釜石」出店、産直ブース「結いのはま」のオープンが決定した。これをきっかけに組合員の組織化の機運が強まり、14年2月、正式に「JAいわて花巻沿岸産直部会」（以下「沿岸産直部会」という）および支部組織「JAいわて花巻イオンスーパーセンター釜石店産直部会」（以下「イオン産直部会」という）が設立された。イオン産直部会では、部会員を参集して毎月1回「定例会」を開催している。定例会では、同社の産直売場の担当者も参加し、販売状況

の報告や、青果物流通の動向、必要に応じた顧客のクレームや改善事項などについての情報提供、売場の拡充に向けたアドバイスなども行われるなど、イオン産直部会の取組みも新しい産直施設のオープンに向けて組合員が経験を積む機会となっていた。

(b) 新規作物の導入

沿岸産直部会や協議会では、野菜の周年栽培の促進と更なる生産量の増加を図るため、冬野菜の新規導入や定着に向けた品目ごとの指導会も開催している。^(注8)

例えば、冬どりキャベツについては、13年から取組みを本格的に開始し、地域に合った品種の選定や播種の適期の検討を進め、14年からは沿岸産直部会の主催で「冬どりキャベツ播種指導会」を開催している。普及員が播種作業を実演しながら良質苗の確保のポイントについてアドバイスしたうえで、その後参加生産者全員で播種作業を行い、技術の再確認と播種・定植遅れを防ぐことで、品質の向上・安定を図っている。

また、直売所の品揃えの充実やリピーターの増加には、家庭で日常的に使う定番野菜が店の棚に並ぶことも重要な要素になる。現在、試験的に栽培している春たまねぎについても、今後本格的な導入を検討していくとしている。

これらの取組みによって、JAいわて花巻東部地区営農センター管内の野菜の取扱高は増加している。14年度の野菜の取扱高は、約1億4千万円と震災直後の12年度と比べて2倍近く増加している。

(注8) 新規作物の導入に係る試験栽培と面積拡大には、キリン絆プロジェクトの支援も活用している。

b 沿岸産直の核となる人づくり

大槌町では、震災により町の中心部が壊滅的な被害を受けてスーパーや商店の多くが全壊したことから、震災直後、消費者は生鮮食料品の調達が困難となった。そこで、11年7月に東部地区営農センター内に大槌町の産直組織のひとつである「産直結ゆい」の仮設直売所が設けられ、津波で車等の移動手段を失い移動が困難な地域住民には、移動車による応急仮設団地への巡回販売も開始された。

また、キリン絆プロジェクトの支援等も活用し、花巻市にあるJAいわて花巻の直売所「母ちゃんハウス だあすこ本店」に沿岸産直コーナーを設置した。産直コーナーで沿岸産直部会員が自分の生産した農産物を実際に販売することにより、大型産直施設の店舗の様子やスタッフの対応、来客者の反応などを直に学ぶトレーニー活動となっていた。併せて、移動店舗販売も継続され、これらは沿岸産直部会員が規模の大きな店舗での販売ノウハウやお客様のニーズを学ぶ機会となっていた。

その後、14年12月に沿岸営農拠点センター工事の着工が決定するなど、オープンの見通しがついてきたことを受け、15年7月からはこれまで「産直結ゆい」の仮設店舗として運営してきた事業をJAいわて花巻の産直事業に移管し、新たにオープンする沿岸産直の「準備室店舗」と位置づけて取組

みを一層推進していくこととした。

例えば、これまで仮設店舗の営業は土日を定休としていたが、新たな産直施設は土日もオープンする。今後、利用者に平日以外にも直売所に足を運んでもらう足がかりを作るために土曜日の営業を試験的に開始した。当初は土曜日に営業していることを知らない人も多かったが、徐々に浸透しはじめ、地元の利用者からも「店舗に足を運ぶのが楽しみになり、閉まっているとがっかりする」という声も聞かれるようになってきた。

このように、地域の産直の取組みを農協が支援していきながらそのレベルアップを図っていくことで、新たな沿岸産直の核となる人づくりも進められてきた。

c 水産業者・漁協との連携による6次化商品やレストランメニューの開発

併せて、復興のシンボルとなるような「大槌・釜石ブランド」の構築、産直施設における品揃えの拡充のために、オリジナルスムージーの開発や、地元産のソバを使った農産加工品、さらには地元水産業者・加工業者との連携による新たな6次化商品の開発にも取り組んでいる。

そのひとつが「イカ餃子」であり、地元水産業者や加工業者との連携による、大槌町の特産物しいたけ、新たに取り組んでいる復興キャベツ、三陸沿岸で捕れるイカを用いた農産物と水産物のコラボ商品である。まず、冬場の収入源として町内で生産が増えている冬キャベツを生かせる食べ物とし

て餃子に着目した。具体的な商品像を明確にするためにイベントの来場者を対象にしたアンケート等も実施し、手軽に作れて普段の食卓や晩酌の供として地域住民からも愛される商品の開発を目指した。その意見をふまえて、具にはすり身とともに刻んだイカを混ぜて食感を楽しめるようにし、皮ごと使い火を通すと赤く色づき見た目も映えるようにするなどの工夫をこらしている。手軽さを求める声にも応え、フライパンで焼くだけで簡単に調理できるようにした。

また、JA女性部と漁協女性部が連携して新たな地域食材資源の発掘に取り組み、地元の農産物や水産物を活用したレストランメニューの開発も進めている。

花巻の「母ちゃんハウスだあすこ 本店」では、組合員による特産品の開発によって地元雇用を創出し、直売所・レストランという売場を持ちその商品を販売することで、技術の向上とより付加価値の高い商品の生産・販売を実現するという好循環を生みだしてきた。沿岸店では、この経験に学びつつ、海の幸・里山の恵みの両方を資源に持つ沿岸地域の強みを生かした沿岸地域ならではの新しい産直の仕組みづくりに挑戦している。

4 農業復旧・復興の課題と今後の支援のあり方

ここまで、岩手県津波被災地におけるほ場整備地区の営農再開の状況や、現場での取組事例を確認してきた。本節では、それ

らとともに、現地ヒアリングで聞かれた現場からの意見を踏まえて、農業復旧・復興の課題と今後の支援のあり方を整理することでまとめたい。

第一に、ほ場整備農地における土壌改良の必要性や収量低下の問題である。農業者へのヒアリングでは、14年産で営農再開した農地において、1年目は比較的高い収量が得られたが、15年産では収量が減少したとする意見が多かった。現在、その要因を農業改良普及センター等で調査しているところであるが、土づくりのできていない若い土壌であるために、肥料分の保持力が弱いことなども影響しているのではないかと考えられている。

また、工期や表土の由来する場所の違い等によって、同じ地区のほ場でも場所により肥沃度にばらつきもある。これらのほ場ごとの状況をとらえ、安定して生産ができる土壌としていくには長い時間がかかる。宮城県の本吉農業改良普及センターで取り組んでいるような長期的な土壌改良プログラムの開発やそれにかかる支援も検討されるべきであろう。^(注9)

第二に、新たに設立された組織の取り組みへの補助的サポートや、農業経営体の経営安定のための支援を継続していくことである。ほ場整備により営農再開した地域では、機械の共同管理や日本型直接支払制度への取り組みなど、政策を活用した地域での組織的な取り組みに慣れておらず、農業者のみでは事務を円滑に進めるのがまだ難しいというケースも多い。

特に、被災地の法人組織は、オペレーターの労務管理や法人としての財務処理も初めてでありノウハウに乏しい。さらに、経営規模、とりわけ水稲作付面積が大きい経営ほど米価下落や政策変更（米の直接支払交付金の半減）の影響を大きく受け、当初の見通しよりも収支が悪化するなど、収益性の向上が喫緊の課題となっている。営農再開を果たしたとはいえ、生まれたばかりの組織は不安定要素が多く、経営安定に向けた継続的なサポートが欠かせない。

最後に、今後、岩手県津波被災地において地域復興に向けた取組みを進めていくうえで、その取組みを農業の枠のなかのみにとどまらずに、三陸沿岸部の自然・食の豊かさを生かした漁業・林業との連携を強化して進めていくべきと考える。岩手三陸沿岸の多くの地域では農地が狭小であり、農業だけで生計を立てていこうとしても限界がある。しかし、大量ではなくても温暖な気候を活用して安全・安心な農産物を周年で供給することができる。そのような強みを生かし、豊かな食材や地域に根づく食文化を生かした取組みを進めていくことで、新しい岩手三陸ならではの価値を生み出していけるのではないかと。

また、そこでは、農協・漁協・水加工協・森組の協同組合間協同による取組みも一層重要性を増してこよう。現在、大槌町沿岸拠点営農センターを核に進めている事業はそのモデルともいえる挑戦であり、今後の取組みの進化が期待される。

(注9) 内田 (2015) を参照。

おわりに

このように、震災後5年間の取組みのなかで、岩手県津波被災地の農業は「復旧」から「復興」にステージが変わりつつある。しかし、これらの取組みを軌道に乗せていくには、まだ今後克服すべき課題も多い。現場においてひとつひとつの取組みを積み重ね、復興への歩みを継続していくなかで課題を解決していくこと、その努力を引き続き支えていくことが求められる。

一方で、さまざまな事情で農地復旧が先送りされて営農再開に時間が要する地域、市街地の再建に向けた盛土のためのベルトコンベアが今なお稼働しているなど、復興どころか復旧も道半ばの地域もある。仮設住宅での生活を余儀なくされ、営農再開はおろか生活の安定にも手が届かない農業者

も少なくない。震災で受けた傷が大きいほどその回復は難しく、癒えるまでには時間がかかる。これら被害の大きい人・地域にこそ、支援の手が行き届くことが必要とされている。

政府は15年度までを集中復興期間とし、その後は新たな政策体系に移行することとしているが、被害の大きかった地域の復旧が取り残されることのないよう十分配慮すべきであろう。JAグループとしても、息の長い支援を継続していくべきである。

<参考文献>

- ・内田多喜生（2015）「宮城県の津波被災地における農業復旧・復興の現状と課題」『農林金融』3月号
- ・小針美和（2015）「岩手県における農業復興の取組みと農協の役割」『農林金融』3月号
- ・斉藤由理子（2013）「被災地の地域農業の再生に向けた取組み—釜石市地域農業復興組合—」『農中総研 調査と情報』Web誌1月号

（こばり みわ）

